

2011年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の重点要望と回答

要望提出 2010年9月24日

回答受理 2011年3月20日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

目次

2011年度横浜市予算編成にあたっての要望書	2
I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を	
1. 子育て支援の強化を	3
2. 学校教育の充実を	8
3. 生涯学習の充実を	14
II 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために	
1. 高齢者施策の拡充・改善を	16
2. 障害者施策の拡充を	18
3. 国民健康保険の改善を	23
4. 生活保護に関して	24
5. 市民税の減免制度の改善を	25
6. 保健・医療施策に関して	25
III 横浜市中小企業振興基本条例を生かした横浜経済の振興を	
1. 横浜市中小企業振興基本条例(基本条例)を実効あるものするために	29
2. 中小企業・自営業者の振興を	30
3. 制度融資の一層の改善を	31
4. 商店街の活性化・振興策を	32
5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を	33
6. 生き生きと生活できる雇用の創出	36
7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を	37
IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを	
1. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る	39
2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす	41
3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る	43
4. 災害に強い安全な街づくりをめざす	46
5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を	48
6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を	18

注意：回答欄の局名は、（回答区・局・事業本部）、〔共管区・局・事業本部〕です。

9月24日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市会議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2011年度横浜市予算編成にあたっての要望書

円高の進行は、金融危機による一時期の底から脱しつつあった日本経済に悪影響をおよぼし、輸出依存の産業界、特に中小企業を苦境に追いやっています。

市内においてもその厳しさは同様であり、市民の暮らし向きは好転するどころか、その逆という状況下にあるところです。

本市の実施した市民意識調査（2010年度結果速報）によると、心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や老後のこと」40.5%、「景気や生活費のこと」35.6%、「家族の健康や生活上の問題」34.7%と、市民の生活実態を如実に反映した結果を示しています。特に、「景気や生活費のこと」が過去最高水準となっていることが注目されます。

国政においても地方政治においても、こうした国民、市民が置かれている状況の打開にむけてその役割発揮が求められています。私たち議会もその一翼を担っており、その責任の大きさを痛感しているところです。

市民意識調査における市政への要望では、1位が「病院や救急医療など地域医療」34.8%で、次いで「高齢者福祉」31.3%、「高齢者や障害者が移動しやすい街づくり」25.8%、「地震など災害対策」25.4%となっています。いま、市政に求められるのは、こうした市民要望に応えた福祉増進をなにより優先する立場からの予算編成ではないでしょうか。

私たちはこの夏も、各界・各層と、予算要望に関する懇談会開催を積み重ねてきました。この要望書は、これらの団体や多くの市民の方々から寄せられた各種要望を踏まえて、取りまとめたものです。

予算編成にあたって、積極的に取り上げられるよう、要請いたします。

I. 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 子育て支援の強化を

1) 産科・小児医療、救急医療体制の充実を

①お産のできる施設を民間医療機関と相談して、市の責任で増やすこと。お産のできる病院・診療所が1か所もない区には、早急に取り扱い施設を設けること。

<回 答>

(健康福祉局) 出産できる医療施設の開設については、病床整備事前協議において産科病床に対して優先配分することを、事前に公表の上、実施するとともに、産科病床の整備にかかる助成を実施するなど、様々な機会を捉え、民間事業者への働きかけを行っております。

②周産期母子医療センターを拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) NICU・GCUなどの周産期施設・設備の拡充については整備の支援だけではなく、従事すべき医療人材の確保等、円滑に運営していくための支援も重要であり、周産期システムを運用する神奈川県とも協調して一体的な支援を実施してまいります。

③横浜市医師会看護専門学校(菊名校)の2014年度3年課程(全日制)の開設にあたり、必要な改修費設計費など開設のための支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 新学科設立への要望を受け、運営団体と協議をしており、本市の厳しい財政状況等を踏まえると、さらに検討する必要があると考えることから、引き続き協議を行ってまいります。

④妊婦健診の公費助成を増額し、継続すること。

<回 答>

(こども青少年局) 平成22年度は、回数14回・総額80,400円の補助を行っています。平成23年度については、厚生労働省から出された「妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長及びHTLV-1の母子感染予防対策」の中で、HTLV-1抗体検査費用に関連し、妊婦1人あたりの補助単価を2,290円増と示されたのを受け、4,700円の補助券の1回分を7,000円に単価を増額する予定です。

2) 小児医療費助成の対象年齢を当面小学6年生まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃すること。

<回 答>

(健康福祉局) 小児医療費助成については、現在本市が厳しい財政状況にあるため、当面は現行制度を維持していくことにご理解をお願いします。

3) 認可保育所について

①待機児童解消は、認可保育所定員枠の拡大等に頼ることなく、認可保育所の新設・増設を基本としてすすめること。

<回 答>

(こども青少年局) 待機児童対策は、認可保育所の整備だけでなく、既存資源の有効活用や一時預かりの拡充など、あらゆる手法を用いて総合的に進めていきます。

②民間保育所において、保育士等常勤職員の雇用の確保と処遇改善ができるよう、運営費補助を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 本市では国の基準を超えて職員を配置するための職員雇用費を助成しております。また、保育士等が仕事を長く続けるために、職員雇用費のほかに、職種ごとの勤続年数に応じた職員の昇給を確保するための経費を助成しております。さらに、産休や病休の職員の代替として職員を雇用するための経費の助成もしております。

③保育を市場化し、国・自治体の責任を放棄することになる「こども・子育て新プラン」は中止するよう、国に求めること。

<回 答>

(こども青少年局) 国においてワーキングチームが結成され、「子ども・子育て新システム」の具体的内容について検討が続けられており、引き続き、国の動向を見守ってまいります。

④市立保育所の耐震化計画で、2015年度まで実施計画になっている26園の耐震工事を前倒しで早急に実施すること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所の耐震化については、市の「公共建築物耐震対策事業計画」等に基づき、計画的に対策を進めてまいります。

⑤民間保育所の耐震化の大幅な遅れを解消するため、耐震診断・耐震工事費を全額公費で進めること。

<回 答>

(こども青少年局) 民間保育所については、「横浜市民間児童福祉施設等耐震補強事業補助金交付要綱」に基づき、耐震診断調査費の助成や耐震補強が必要な施設に対する耐震補強設計費・工事費の3/4助成を行っています。

また、民間保育所老朽改築事業により、老朽化が著しい民間保育所の改築を年間3園程度進めてまいります。

⑥市立保育所の職員の半数が、非常勤・パート職員で占められている。保育士・調理師の退職者の補充は、正規職員で行うなど、保育の質を安定的に確保するため、正規職員の確保に努めること。また、定員外入所に当たっても、実態に合わせ、正規保育士を配置すること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所においては障害児対応や定員外入所など、変動する保育ニーズに対応するため、非常勤職員を活用しております。今後も安定した保育運営ができるよう適正な配置に努めてまいります。

⑦法人の保育所認定にあたり、保育所運営能力などを加え、認定基準を引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の施設基準や職員配置基準は、保育所運営の質に大きく関わるものであることから、適正かつ良質な保育所運営ができるような基準となるよう、国の動向を踏まえて、必要な手続きを行ってまいります。

⑧民間保育所の運営費や補助金を弾力運用や貸付金として用いる場合、市独自でルールを作り、禁止も含め、使途を厳しく制限すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所運営費については、財源に国費が入っていることもあり、本市としては国が定める基準に従って弾力運用や貸付金等の処理を行っています。国の基準を運用するにあたり、厳格な指導監査を実施し、改善に向けた指導を徹底しています。

⑨民間保育所の運営に問題が生じた場合、区役所と連携して速やかに対応すること。また、運営費の使途につき、指導監査の指摘に改善が図られない場合、特別指導監査など必要な措置を速やかに実施すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の運営に問題が生じた場合は区役所と連携して対応しております。

また、運営費の使途につき改善措置が講じられず、児童の処遇に悪影響が生じるなど、運営が児童福祉施設最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な措置を速やかに実施します。

4) 横浜保育室について

①市内の0～2歳児保育の3分の1を担っている横浜保育室に対し、基本助成費を大幅に引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室の経営安定化のため、平成22年度には基本助成費を増額しました。来年度についても同様の助成を考えております。

②毎年、年度当初から中間期まで定員に空きが生じ、助成費が減額するため、常勤職員の雇用やベースアップに伴う給与支給が困難である。常勤職員を保持し、年度途中にスムーズに入所を受け入れられるよう、定員が充足するまでの間の職員を安定して雇用できるような補助金制度を設けること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室の経営安定化のため、平成22年度には基本助成費を増額しましたが、待機職員の人件費補助については考えておりません。

③就学までの一貫した保育を望む保護者の声に応えるため、3歳児助成費をアップし、4・5歳児への助成を新設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室は、特に需要の高い3歳未満児の待機児童解消を図るとともに、多様な保育ニーズに応えるため、本市が定めた一定の基準を満たした保育施設を横

浜保育室として認定しています。

入所の原則は、3歳未満児としていますが、様々な理由により、3歳児以降も横浜保育室に入所しているこどもがいるのも事実です。

4、5歳児は、助成対象としておりませんが、平成18年度から障害児保育費の対象を4、5歳児まで拡充し、平成19年度からは、特別支援児童につきましても4、5歳児へ対象を拡充しているところです。

④2010年度から実施している横浜保育室保育料軽減制度について、広報紙や窓口などを通して市民への周知を十分図ること。

<回 答>

(こども青少年局) これまでも、区の窓口での案内の際に、保育料軽減助成の案内を行っていますが、「横浜市保育所入所案内」においても保育料軽減助成制度の案内を掲載するなど、より一層の周知を図ってまいります。

⑤横浜保育室や認可外保育園に勤務していた保育士が認可保育所に移った場合、その勤務年数を前歴として経験年数に加算すること。

<回 答>

(こども青少年局) 認可保育所における民間施設給与等改善費における経歴算定については、国の通知により定められた社会福祉施設の経験年数が対象となります。

このため、本市のみの判断で横浜保育室の勤務期間を前歴に換算することはできないと考えております。

5) よりよい保育行政のために

①食物アレルギーや発達障害をもつ子どもが増えている。食物アレルギーの子どもを保育している認可保育所・横浜保育室に対して、支援制度を設けること。

<回 答>

(こども青少年局) 認可保育所においては0歳児保育及び障害児・特別支援保育を実施している保育所で栄養士を雇用している保育所には栄養士格付経費の助成があります。また、障害児及び特別支援児童の保育のため、保育士を加配する制度があります。

また、横浜保育室においては基本助成費に加えて、乳児保育、障害児・特別支援児童の保育の実施に対して加算費などの助成を行っています。

②発達障害を持つ子どもを保育する施設に対する助成制度を拡充すること。

<回 答>

(こども青少年局) 認可保育所においては障害児及び特別支援児童の保育のため、保育士を加配するための助成があります。

また、横浜保育室においては基本助成費に加えて、乳児保育、障害児・特別支援児童の保育の実施に対して加算費などの助成を行っています。

③認可保育所、横浜保育室への営利企業の参入は、規制すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の整備にあたっては、保育所待機児童の解消や多様な保育サー

ビスのニーズに応えるためにも、社会福祉法人のみならず企業やNPO法人などの民の力を幅広く活用することは、重要と考えております。

6) 学童保育について

①高額な保育料の保護者負担の軽減を図るため、放課後児童クラブに対する運営費を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 基本補助については、引き続き必要な支援を行ってまいります。

なお、平成23年度には、障がい児加算や施設賃借料の補助を増額します。

②放課後児童クラブの補助金対象を6年生までに拡大すること。

<回 答>

(こども青少年局) 本事業は国の制度に基づき実施しているため、対象年齢を変更する予定はありません。

③市の責任で施設を確保し、家賃補助の上限額を引きあげること。

<回 答>

(こども青少年局) 施設については、運営主体が事業の目的に沿って、良好な衛生環境及び安全性を備えた専用の施設を確保していただいています。

なお、平成23年度には、施設賃借料の補助を増額します。

7) 幼稚園就園奨励金の額を引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 私立幼稚園就園奨励補助金につきましては、厳しい財政状況の中、22年度補助水準を確保することとし、23年度の国基準単価が本市単価を下回る階層について、増額いたしました。

8) 要望の強い、保育所等の福祉施設や幼稚園の上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(こども青少年局) [環境創造局、水道局] 保育所・幼稚園への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、平成20年度に廃止しており、改めて助成を行うことは考えておりません。

幼稚園への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、平成20年度に廃止しておりますので、見直しは困難です。

9) 児童虐待が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員と一時保護所の定員を増やし、児童養護施設等その後の受け入れ施設を引き続き増設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 受入れ施設等につきましては、平成23年度に新設児童養護施設1か所のしゅん工を予定しています。

また、平成23年度に北部児童相談所一時保護所の整備に着手する予定です。

今後も虐待を受けた子どもなどの受け入れ体制の充実に努めてまいります。

10) 子育て家庭の貧困対策を抜本的に強化し、予防対策を全庁的に進めること。

<回 答>

(こども青少年局)平成22年4月に子ども手当制度が創設され、中学校修了までの子ども1人につき月額13,000円支給されるとともに、平成23年度から3歳未満は月額20,000円に増額されます。

また、平成22年8月から、児童扶養手当が父子家庭に拡大され、子育て家庭への経済的支援も充実してきています。

2. 学校教育の充実を

1) 少人数学級等による行き届いた教育を

①来年度、国が小学1・2年生を対象に35人学級を実施するとしているが、市独自で国に先駆けて3年生以上にも35人学級を実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、今後は国及び県の動向も踏まえて対応を検討してまいります。また、市独自の取り組みとして、きめ細かな教育の推進のため、児童支援専任教諭の配置や、小中学校サポート事業の配置対象学年の拡大や非常勤講師の配置人数の拡充などを行っております。

②深刻な教師不足を解消するため、正規教員の採用枠を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局)神奈川県が決めている定数の枠内で、可能な限り正規職員が配置できるよう、採用試験の合格者数を決定しておりますが、合格者数を決定した後に生じる、定年退職以外の退職や児童生徒数の増減によるクラス数の変動などの不確定な要素があるため、一定数の欠員が生じてしまいます。今後も、正規教員の確保に努めてまいります。

③産休・育休・療養休暇中の代替職員は、各学校まかせにせず、市教育委員会の責任で配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)代替については、可能な限り速やかに有資格者を配置するよう努めております。

2) 子どもが大切にされる教育を

①「義務教育は無償」の原則にたった学校教育ができるよう、保護者負担をなくすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局)保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

②就学援助の適用について、所得基準額を現行の1.3倍に引き上げ、申請方式も東京都足立区にならい、所得状況等を申請者の了解を得た上で市が把握する方式に見直すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局)就学援助の適用対象は、生活保護基準だけでなく、家庭状況を考慮

し一定額を所得から控除した上で所得制限額を設定しており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

また申請者の所得情報の取得については、すでにシステム改修を行っているところです。

③就学援助申請の窓口を学校ではなく、教育委員会とし、郵送を主とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校において書類不備の確認等を行いながら、学校長が就学援助が必要な児童生徒として教育委員会へ申請書類を提出しております。

④教科書採択の手続きには、教科書を直接使用する教員の意見が反映できる、以前の「学校票」のような方式を取り入れること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教科書採択は、教育委員会の職務権限となっております。

教科書採択につきましては、教員や児童及び生徒の保護者等で構成される横浜市教科書取扱審議会からの答申を受け、見本本の研究等を行い、様々な観点から検討・審議が行われております。

⑤2011年度の中学校教科書の採択方法は、無記名投票を改め、各教育委員が自分の見解を表明したうえで記名投票とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教育委員会規則に基づき、教育委員会で決定してまいります。

⑥教科書採択地区が全市1地区となったが、これは政令市において複数の採択地区とするよう求めた教科書無償措置法16条や、採択地区の小規模化・適正化を求める閣議決定に反するため、元の18採択地区に戻すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 市内で共通の教科書を用いることにより、「横浜型小中一貫教育」のカリキュラムに基づく学習の推進、市内における転出入の際の、児童・生徒の負担の軽減、教員の教材研究の向上が可能となります。こうした理由により、平成21年6月23日開催の横浜市教育委員会臨時会で、採択地区の変更に関する要望を神奈川県教育委員会に提出することを決定し、平成21年10月15日開催の神奈川県教育委員会定例会で、平成22年度から横浜市教科書採択地区が1採択地区となることが認められたものです。

⑦抽出といえども、全国一斉学力テストには参加しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 全国学力・学習状況調査は、国の責任において、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から実施されております。平成22年度から抽出調査となりましたが、調査の目的から、協力していくことは妥当と考えております。

⑧小・中学校の図書館に、兼任の司書教諭ではなく、専任の学校司書を配置するよう予算措置を国・県に働きかけること。また、市独自で計画的に配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校図書館法に基づき、司書の資格を持つ教員に対し兼務発令を行

うことにより、司書教諭を配置しております。本市独自の司書の配置は困難です。

⑨「学校評価」は、本来学校の持つ多面性と総合性になじまないものであり、評価の客観化や標準化が難しいため、やめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校評価は学校が自校の取組を振り返り、立案した計画が効果的に進行しているか、子どもは成長しているか、などをとらえ、必要に応じて改善を加え、学校経営の検証・改善のサイクルを確立したり、地域・保護者と連携した教育を推進したりすることに目的があります。これらの目的、方法については法で定められております。

⑩私費負担となっている不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 不登校児童・生徒の健康診断については、個々の児童生徒の状況を踏まえ、学校や関係機関とも連携しながら、対応してまいります。

⑪市民運営の「引きこもり」「不登校」の児童・生徒の「居場所」や「学びの場」を、家賃補助等で支援すること。

<回 答>

(こども青少年局) [教育委員会事務局] 横浜市では、青少年の居場所づくりとして、地域ユースプラザや青少年の地域活動拠点の整備を進めています。

ひきこもり・不登校の青少年の居場所となる民間のフリースペース等には様々なものがありますが、すべてのフリースペース等へ補助を拡大する考えはありません。

なお、横浜市青少年相談センターや地域ユースプラザを中心として、地域で青少年の支援を行っている NPO 法人等に対し、研修会や学習会等の機会を提供していきます。

⑫学校行事で「日の丸」「君が代」を強制しないこと。「国旗・国歌」法制定過程で確認されている「内心の自由」を、子ども・保護者・教職員のすべてに保障すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校教育においては、国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることはきわめて重要であることから、国旗及び国歌については、学習指導要領に則って指導してまいります。

⑬軍事施設である米軍横浜ノース・ドック親子見学会は、実施しないこと。

<回 答>

(都市経営局) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック見学会は、「子どもアドベンチャー2010」の一環として小中学生を対象に、市内米軍施設の歴史や市の返還の取組などを知っていただく機会として実施しました。来年度以降の開催については、これまでの実施結果等も踏まえ、検討してまいります。

3) 快適な教育環境の整備を

①2010年猛暑日の劣悪な教室環境を教訓とし、窓の外に柵を設けて窓を全開できるようにするなど、教室に風が通るよう環境の改善に努力するとともに、計画的にエアコンの設置を進めること。温度管理に不可欠な寒暖計を全教室に早急に取り付けること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 夏季の教室環境の整備については、横浜市中期4か年計画において、「学校空調設備設置事業」として掲載しましたが、今後市立学校全校の普通教室への冷房設置に向けて推進してまいります。

②学校特別営繕費を増額し、遅れている屋上防水・外壁補修などの学校営繕を進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設の営繕に必要な経費の確保に努めてまいります。

③トイレなどの学校施設のバリアフリー化を促進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 個々の学校の状況に応じてドライトイレ化やエレベータの設置を検討する事で、バリアフリー化を促進してまいります。

④来年4月実施予定の「通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、通学区域の広域化につながり、児童・生徒の負担増も懸念されるため、市民の声を聞き、拙速な実施は行わないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、通学区域の適正化を進めてまいります。

4) 安全で豊かな学校給食の充実を

①「食は教育」の立場から、中学校の完全給食実施にむけ、検討委員会を立ち上げること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校期になると体格・食事量など個人差が大きくなり、給食などの画一的な献立よりも、子供たちが自分の体調や栄養バランスを考慮した、個々に応じた昼食のほうが望ましいと考えており、中学校では家庭からの弁当持参を基本としております。

平成23年度は、弁当を持参できない生徒への対応について、他都市の実施内容やこれまでの調査結果なども含めて、より望ましい中学校の昼食のあり方について研究してまいります。

②官製ワーキングプアの増大を招いている学校給食調理業務のこれ以上の民間委託をやめ、直営で実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、民間委託化を進めています。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全とゆとり時間の確保などの効果が確認されております。

③学校給食の食材は、一括購入だけでなく、地場産の野菜や地元商店街の利用を促進する

こと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食の食材については、食品衛生に関する関係法令等に基づき、安全性の確保を図っております。各学校では学校行事や学校の独自性を生かした独自献立の中で地場産野菜を取り入れることが可能です。また、学校給食会で調達する農産物についても全市的な取り組みとして一部の農産物について市内産・県内産等の指定納入、優先納入するよう業者に入札時に指定しています。

④全校に正規の学校栄養職員を、市費で配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校栄養職員の定数は、法律の規定により県教育委員会が定めることとされており、県からの配当定数によります。

5) 障害児教育の充実を

①特別支援学校の大規模化を解消するため、施設がない北部・西部に小中高等部を持つ市立特別支援学校を新設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 特別支援学校の過大規模化対応については、設置義務のある県に働きかけていきます。市立特別支援学校については、新治特別支援学校の移転・整備を進めるとともに、移転に合わせて知的障害高等部を設置します。

②盲・ろう特別支援学校の早期教育(0・1・2歳)の専門教諭の定数を決めるよう、県に働きかけること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成22年度は、盲、ろう特別支援学校に、それぞれ週29時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

③盲・ろう特別支援学校に配置されている非常勤講師の配置時間を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 人事配置については県に伝えてまいります。平成22年度は、盲、ろう特別支援学校に、それぞれ週29時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

④難聴言語障害児が通う通級指導教室のうち、通う児童が増えている綱島東・市ヶ尾小学校などでは教室を増設すること。また、市内2校にしかない中学校の通級指導教室を増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 通級指導教室の整備については、22年度に策定する「教育振興基本計画」に基づき、必要な再編・整備をしてまいります。

⑤市立高校の特別支援教育の条件整備をすすめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成20年度から特別支援教育コーディネーターを全市立高等学校で指名し、研修や情報交換をしながら特別支援教育の取り組みを行っております。

⑥聴覚障害のある児童・生徒が利用するノートテイクボランティア(要約筆記)制度の年間120回の利用回数を増やすこと。私立学校については、県に要望すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況のため、一人あたりの利用回数の増加は困難です。私立学校を所管する県への働きかけについては、検討してまいります。

⑦特別支援学校の「はまっこふれあいスクール」等、障害児が放課後活動する場を拡充すること。

<回 答>

(こども青少年局) 学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休み等をのびのび過ごす場所を確保して余暇支援等を行う「横浜市障害児居場所づくり事業」を実施しています。

特別支援学校等の「はまっ子ふれあいスクール」は、現在5か所で実施しています。

なお、放課後子どもプラン推進委員会において、障がい児の放課後事業への参加に関する検討を行ってまいります。

⑧個別支援学級等の合同合宿学習に使用するバス代を全額公費負担に戻すこと。宿泊料も全額公費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況のため、全額公費負担とすることは困難です。

6) 夜間学級(夜間中学)の教育条件改善を

①専任教諭を配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、夜間学級を含む学校全体規模に応じた教員を配置しております。

②一校8名となっている生徒受入枠を拡大すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 複式学級として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定数を定めております。1学級の定数は8名となります。

③学級の設置校を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、入級条件に適った希望者は全て受け入れる環境は整っており、設置校数を増やすことは考えておりません。

④ポスター・チラシ・ホームページ・広報誌への掲載などで、夜間中学のPRに力を入れること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜市ホームページ、教育委員会ホームページで広報しており、今後も現状に応じて周知してまいります。

7) 高等教育の充実を

- ①公立の全日制高校の定員枠の拡大を公私立学校設置者会議で働きかけること。とりわけ、2012年度は市立中高一貫教育校開設をふまえて、定員を拡大すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 23 年度県内公立高校の定員は、公立中学校卒業予定者が前年に比べ 2,228 人の減少、また志願動向等を考慮して、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市で協議の中、全日制については 30 学級 1,200 人の減少となりました。本市は、その中で増減なしとなっております。

今後も県内の全日制公立高校の募集定員を決定している「公私立高等学校設置者会議」の場で、県教育委員会や私立高校と協調しながら、公立高校の定員枠がより多く確保されるよう、働きかけてまいります。

- ②横浜総合高校の移転に当たっては、総合学科にふさわしい施設整備を行うこと。また、必要な運動場スペースを確保すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜総合高校の移転に際しては、教育課程に必要な施設改修を行って学習環境を整え、移転開校に向けて準備を進めてまいります。

- ③戸塚定時制高校で行われている就労支援機関につなぐための若者サポートステーションとの連携を、横浜総合高校へも取り入れること。

<回 答>

(教育委員会事務局) [こども青少年局] 横浜総合高校では、要望にあるとおり就労支援に向けて、若者サポートステーションと連携をはかるべく、準備を進めているところです。

- ④戸塚定時制高校については、早急にバリアフリー化を行うこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設のバリアフリー化につきましては、市立学校全体における優先順位を勘案しながら、個々の状況に応じて対応を検討してまいります。

3. 生涯学習の充実を

1) 図書館の充実を

- ①今後、図書館に指定管理者制度を導入しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 22 年 4 月に青葉区・山内図書館へ指定管理者制度の導入を行いました。今後は、導入後の総合的な運営評価に向けて、評価方法等を検討、実施してまいります。

- ②毎年大幅に減額されている図書等購入費を増額すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況の中で図書館資料購入費の増額は困難です。

- ③他都市とくらべて人口比で少ない図書館を、各区 2 館を目標に計画的に増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、図書館を新設する計画はありません。

④川崎・藤沢・町田など隣接する市の図書館との相互貸出制度を作ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 近隣市図書館との広域利用は、蔵書数が近隣市と比べて多い等の条件から、市立図書館に利用が集中する可能性があり、実施の予定はありません。

⑤現在全市で1台しかない移動図書館車を各区に1台配置することを目指し、当面は方面別に配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、移動図書館車の台数を増やす計画はありません。

2) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

①金沢、港北など未整備区での区民文化センターを早期に整備すること。

<回 答>

(市民局) [金沢区、港北区] 文化施設については、地域文化拠点としての機能を確保するため、規模や整備手法を地域特性に合わせて検討してまいります。

②武道館の整備とともに、公式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を方面別に進めること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

<回 答>

(市民局) 武道館につきましては、関係諸団体との協議も踏まえながら、引き続き大規模スポーツ施設に関する調査を行ってまいります。また、料金については、適正な受益者負担のあり方について検討してまいります。

③市民の利用が多い公園プールや余熱利用温水プールなどを廃止しないこと。

<回 答>

(環境創造局) (下線部について回答) 本市全体のプールのあり方については、横浜市事業評価会議の結果を踏まえ、今後、設置する外部の有識者からなる専門委員会の中で検討されることになっておりますので、公園プールについても、整理統合の可能性も含めて検討してまいります。

(市民局) 余熱利用温水プールにつきましては、事業評価会議における論議の状況等も踏まえながら対応してまいります。

④横浜ラポールにあるような障害児者用のスポーツ施設を南部方面にも設置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 南部方面に障害児者用のスポーツ施設を整備する予定は現在のところありません。

横浜ラポールでは、各区のスポーツセンターや地区センター、地域ケアプラザにおいて障害者スポーツ教室を開催しています。今後も、障害者の方が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、地域における障害者スポーツの普及・振興に努めてまいります。

⑤道志青少年野外活動センターのキャンプ場は、廃止しないこと。

<回 答>

(こども青少年局) キャンプ場については、22 年度中に廃止を含めて今後の方向性について調整を行ってまいりましたが、調整する中で様々なご意見をいただきましたので、改めて 23 年末まで検討を重ねることとします。

したがって 23 年度は、例年どおり営業する予定です。

なお、22 年 8 月の「横浜市事業評価会議」の結果を受け、野外活動施設等のあり方を含めて検討しており、当該施設の方向性もその中で整理します。

Ⅱ 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために

1. 高齢者施策の拡充・改善を

1) 介護保険事業について

①保険料を引き下げ、介護サービスを充実させるため、介護保険の国庫負担割合を 10%引き上げ、国と自治体による公費負担割合が 60%になるよう国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 低所得者の保険料負担については、さらに国費を導入し負担軽減を図るよう、国に対して要望してまいります。

②入所待ち解消にむけて、特別養護老人ホームの整備計画を引き上げるよう見直すこと。
整備に当たっては、経済的負担の軽い従来型多床室も含めること。

<回 答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホームの整備につきましては、22 年度末で整備が概ね目標水準に達することから、23 年度からは、要介護認定者の伸びを考慮し年間 300 床の整備を進めていきます。

整備にあたっては、入所者の生活の質を確保するうえからも、全室個室・ユニットケアを基本として整備を進めていきます。なお、現在、特別養護老人ホームの入所定員の 5 割強が多床室となっています。

③小規模多機能施設の利用を促進するため、十分な周知を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係機関への周知のほか、広報よこはま特集号「よこはまシニア通信」による広報活動などを通して利用促進を図ります。

④「緊急ショートステイ事業」を充実し、ショートステイ枠を増やし、要介護高齢者をかかえた家族支援を拡充すること

<回 答>

(健康福祉局) 「緊急ショートステイ床確保事業」については、平成 22 年度から医療対応特化型と個室対応型の床数を増床しています。介護者を支援する重要な事業として、利用しやすいものとなるよう、引き続き努めてまいります。

⑤介護予防拠点である地域ケアプラザの整備にあたっては、デイサービスを民間まかせにせず、デイサービスの利用率の高いケアプラザで実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 民間事業者のデイサービスへの参入が進み、供給過剰であることから、平成18年度に策定した中期計画の中でも、今後は地域ケアプラザにデイサービスを整備しない方針としています。

⑥デイサービスの食費への助成を市独自に行い、負担を軽減すること。

<回 答>

(健康福祉局) デイサービスについては、その利用日数が施設入所や短期入所に比べて限定的であることから、市独自の助成を行うことは考えておりません。

なお、横浜市では独自に、所得が低く、資産を多く持たない方に対して、介護保険サービスの利用料を助成する「介護サービス自己負担助成制度」を実施しています。

⑦「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービスや保険料滞納によるサービスの一方的な打ち切りは、やめること。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援者に対する「予防給付」での訪問介護サービスでは、自力では困難な行為について、同居家族による支えや地域のサービス等代替サービスが利用できない場合、個別のケアマネジメントを経て必要性が判断されれば、提供されることになっています。従って、一律に生活援助サービスが行えなくなるものではありません。

また、保険料滞納者に対する保険給付制限は、被保険者間の公平を図る上で、止むを得ないものと考えております。

なお、保険料を一定期間滞納された場合に、保険給付は3割負担等になる場合がありますが、そのことだけでサービスを打ち切られ、利用できなくなるものではありません。

⑧「地域包括支援センター」では、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3人体制を堅持し、兼務による2人体制は改めること。また、欠員を発生させないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 地域包括支援センターの専門職については、引き続き、国の基準に基づいて配置してまいります。また、欠員が発生しないよう運営法人とともに努力してまいります。

⑨介護人材確保のため、生活できる賃金水準の目標を設定し、介護労働者の大幅な賃上げを国に求めること。また、市独自の人材確保策を引き続き推進し、研修中の十分な生活支援や家賃支援も含めて、拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在実施されている「介護職員処遇改善交付金」の次期介護保険事業計画での継続実施について、国に対して要望を行っております。

本市としては、特別養護老人ホームを対象に、施設職員のスキルアップや資格取得等のための研修参加費用への助成を行うほか、国の交付金を活用し、介護施設等での雇用創出

に取り組めます。

さらに、若い世代を対象に、介護の仕事に対する関心を高めてもらうため、介護業務のイメージアップにも取り組んでまいります。

⑩介護サービスを左右する認定調査員・認定審査委員の研修は、時間を確保し、十分行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 認定調査員・認定審査委員については、新任の際、1日研修を実施しております。また、制度改正の際には、改正内容についての周知を図るため、現任研修を行っています。

今後も必要に応じて、研修を実施してまいります。

2) 高齢者生活支援に関して

①敬老特別乗車証制度については、健康づくりのためにも、利用制限につながる負担金の引き上げや応能負担を導入しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢社会において意義ある事業として、厳しい財政事情のもとではありませんが、持続可能なものとするために引き続き検討を進めてまいります。

②「熱中症」の予防をはじめ高齢者の安否確認のための「見守り」ネットワーク体制を、民生委員、介護福祉士、保健師、地域等関係者の連携を図り、強化すること。

<回 答>

(健康福祉局) 一人暮らし高齢者など見守りが必要な方を社会的に孤立させず、早めに把握できるよう、自治会町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係者間が連携して行う見守り活動のほか、近隣からの声かけや高齢者のサロンでの見守りなど、地域の実情に応じた体制づくりを引き続き進めてまいります。

2. 障害者施策の拡充を

1) 国の動向を待つことなく、障害者権利条約の趣旨を活かした市の条例を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市では、障害者の権利擁護や差別防止は取り組むべき重要な課題であると認識しており、「障害者の権利条約」についても関心を持っていますが、条約の批准については、現在国において検討中ということであり、当面その動向を見守りたいと考えています。

2) 障害者自立支援法に関して

①自立支援医療は市独自で全額助成すること。また、更新時の個人通知は、少なくとも更新申請書の受理期限の1か月前に通知し、1か月程度の遡及を認めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法が施行された後の自立支援医療については、1年ごとの更新による診断書料の負担、医療費の定率負担により、旧法適用時よりも自己負担が増加

している状況は認識しております。本市では、自立支援医療費の負担のあり方については、国の責任において検討すべきと考えており、横浜市独自に、また、他都市と連携して、国に対して要望をしているところです。

なお、更新申請のご案内については、受給者証交付時にお知らせしているところではありますが、有効期間終了時の個人通知については、今後検討してまいります。

②自立支援法は、新法の成立を待たず廃止するよう、また、応益負担による利用者負担は即刻中止するよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」が平成 22 年 12 月 10 日に公布されたため、順次改正されていきます。

このうち、利用者負担にかかる応益負担の考え方は、平成 24 年 4 月 1 日までの間の政令で定める日から施行されます。

今後も国の動向を注視していきます。

3) 横浜市在宅心身障害者手当を復活し、精神障害者も含めるよう拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市在宅心身障害者手当の廃止は、一律の現金給付方式に代わって、障害のある方が地域で安心して生活しつづけるために必要とする様々な福祉施策を推進・拡充することにより福祉施策の質的転換を図るというものです。

したがって、在宅障害者に対する福祉施策のあり方として、障害者が真に必要としている福祉施策（しくみ作り）について、それぞれの施策の機能を強化し充実していくことが重要と考えており、「手当制度の復活」は考えておりません。

4) 障害者基礎年金の引き上げを国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 2 級の障害基礎年金額は、国民年金保険料を 40 年間納付した老齢基礎年金額と同額であり、1 級の障害基礎年金額は、2 級の障害基礎年金額の 1.25 倍とされています。年金額の引き上げは、国の施策として検討されるもので、財源問題を含め、公平性の観点から議論が必要です。

5) 将来にわたるあんしん施策の策定に関して

①障害者が地域で一生安心して暮らせるしくみとして、365 日 24 時間支援する「緊急時ホットライン」を創設し、障害者自立支援アシスタント派遣事業を強化・拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 緊急時ホットライン事業については、平成 23 年度は引き続き調査、検討を行ってまいります。

障害者自立生活アシスタント派遣事業については、市内のどこに住んでいても、アシスタントの支援が受けられる体制づくりを進めています。

②ガイドヘルパーの増員と宿泊を伴う活動への派遣、自家用車を利用する障害者へのガソリン代支給等、障害者の移動支援策の拡充を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドヘルパーにつきましては、養成研修の受講料の一部(上限2万円、千円未満切捨て)を助成する事業を平成22年4月から実施しており、人材確保に努めております。

その他の移動支援施策については、横浜市障害者プラン(第2期)の中の「将来にわたるあんしん施策」における、当事者・家族を含む移動支援施策再構築プロジェクトでの検討結果をふまえて、今後も検討を進めてまいります。

③精神障害者の家族支援として、家族が緊急避難できる一時宿泊場所を早急に設置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害者とその家族が物理的な距離を持つことで精神面での適切な関係を保ち、家族が精神疾患と精神障害者への対応について理解を深める機会を得ることで、精神障害者の地域生活の継続を可能とすることを目的に「精神障害者家族支援事業」を平成22年10月から開始しました。

この事業の中で家族が緊急に滞在できる「緊急滞在場所」を設置しております。

④後見的支援制度については、全区展開の早期の実施を視野に入れ、計画を示すこと。

<回 答>

(健康福祉局)「横浜市障害者後見的支援制度」については、平成22年10月から始まった新たな制度であるため、まず現在、当初4区で着実に実施してまいります。今後25年度までに12区で実施することを目標としています。

⑤あんしん施策の推進にあたっては、人材の確保・研修・啓発を重視すること。特に、市職員の障害への理解を徹底すること。

<回 答>

(健康福祉局) 将来にわたるあんしん施策だけでなく、障害施策を進めていく上で、人材の確保・育成についてはとても重要なことであると認識しています。将来にわたるあんしん施策の中では合同就職フェアの開催やガイドヘルパーの講習受講料助成等人材確保策を実施しています。また、市職員に対しても視覚障害や聴覚障害者の方に対する情報保障について全市的に呼びかけたり、市庁舎で毎週実施している「わたしは街のパンやさん」でも障害の方と触れ合える機会を作っています。

今後も人材の確保・研修・啓発については引き続き、行ってまいります。

⑥高齢化や合併症で手厚いケアが必要になっても地域在宅生活が続けられるよう、ケアホームを早期に設置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢により心身機能の低下や医療ケアの必要な重度の障害者が、安心して生活のできるグループホームについて、引き続きモデル事業を進めてまいります。

6) 重度障害者医療費助成制度は現行を維持・継続すること。精神障害者にも適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中、県費補助の削減分に市費を投入し、現行制度の維持に努めているところであり、さらなる独自措置の実施は困難な状況です。

7) 精神科入院医療費負担を自立支援医療と同じく 10%にすること。精神障害者入院援護金を月額3万円に引き上げ、所得制限を廃止すること。医師意見書の無料化を市の独自措置で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 精神科入院医療費負担を 10%にすることについては、厳しい財政状況の中、本市独自の対応は困難です。

また、同様の理由から、精神障害者入院援護金について、現在の1万円を増額すること及び所得制限を廃止することは困難です。

自立支援医療における医師意見書料については、育成医療・更生医療と同様に、精神通院医療においても利用者負担がなくなるよう必要な措置を講ずることを、国に向けて要望しているところですが、本市独自施策としての実施は困難です。

なお、平成22年4月更新分から診断書の提出が2年に1回となっており、一定の軽減は図られていると考えています。

8) 地域生活支援事業(ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など)の利用者負担については、現行の負担料とすること。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドヘルプ・短期入所・デイサービス・短期入所・日常生活用具などにつきましては、引き続き現行のサービス水準を維持するよう努めてまいります。

9) 障害者グループホームについて、スプリンクラー設置助成の拡充、運営費の増額で夜間体制を強化するなど、入所者の安全を確保すること。

<回 答>

(健康福祉局) 平成21年4月の消防法施行令の改正に伴い、平成21年3月31日までに設置してあった障害者グループホームに対して、21年度から整備費の補助を実施しており、23年度までに全部のグループホームで完了する予定です。

10) 市が知的障害者を対象に行っている「知的障害者雇用事業」を精神障害者にも広げ、市として精神障害者の雇用促進を率先して図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、健康福祉局を中心に精神障害のある方の職場体験実習に取り組んでいます。精神障害のある方への就労支援のノウハウを蓄積し、外部へ発信していくと共に、本市での採用に向けて関係部署、関係機関などと調整をしていきたいと思っております。

11) 市の事業委託先における障害者の就労確保や、障害者の自主製品販路拡大のための常設店設置に対して、支援を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局)平成22年度から「神奈川県ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、自主製品販売常設店の支援をしています。また、今後とも機会を捉えて様々な事業者に障害者雇用について働きかけていきたいと考えています。

12) 緊急災害時に備え、避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保すること。障害者にきめ細かな避難訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。

<回 答>

(健康福祉局)将来にわたるあんしん施策の一環として実施する、「災害時障害者支援事業」の中で、特別避難場所となっている関係施設への福祉備品の配備を進めてまいります。

13) 聴覚障害者用補聴器センターの新設、公共施設・講演講座等への手話通訳者・筆記通訳者の配置、要約筆記者養成講習会の充実、多目的トイレの設置促進、「家事援助ボランティア地域ネットワークシステム」の構築等、障害者が安心して暮らせる環境整備を進めること。

<回 答>

(健康福祉局)平成23年度は聞こえの相談事業を拡充する予定です。講座の実施、相談体制の強化を行います。今後具体化に向け、調整を進めてまいります。

市民向けの講演会や公共施設等での手話通訳や筆記通訳の配置に配慮するよう、今後とも関係機関に働きかけてまいります。

要約筆記者養成講習会は、重要なことであると認識しておりますが、厳しい財政状況から、現状実施しているもののほかに、新たに予算化することは困難です。なお、機器類の増設については予算の範囲内で対応を検討してまいります。

横浜市福祉のまちづくり条例では、官公庁施設や福祉施設、300㎡以上の店舗や金融機関、1,000㎡以上の宿泊施設など、不特定多数の方が利用する建築物を新築または改築する際に、車いす使用者やオストメイトに対応した多目的トイレの設置を義務付けています。事前協議の際の指導により、オストメイト対応の多目的トイレの整備が、さらに進むものと考えております。

家事援助ボランティア地域ネットワークシステムについては、居宅介護事業の所管である神奈川県へ要望を伝えてまいります。

14) 各区福祉保健センターのソーシャルワーカーを増員し、相談窓口機能を強化すること。

<回 答>

(健康福祉局)各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーの配置につきましては、民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら充実に向けて取り組んでおり、こうした状況も踏まえ、区福祉保健センターの執行体制については、区の実情に合わせた体制としています。

なお、23年度から新たに南区と港北区福祉保健センターにおいて、医療ソーシャルワーカーを4人体制とすることを見込んでいます。

3. 国民健康保険の改善を

1) 国庫負担金の増額を国に求め、保険料負担緩和の市費繰入を増額する等、膨大な滞納解消にむけ、国保料の引き下げを図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保は、保険給付費の9%にあたる、国の調整交付金(医療分)が交付されていないため、法定外で市費を繰り入れ、保険料負担緩和に努めているほか、本市独自基準の保険料減免を実施していますが、医療費の伸びに伴い、保険者及び被保険者の負担は重くなっています。

このため、調整交付金の見直しを行うよう、国に強く要望しているところです。

2) 保険料の減免規定に債務返済による実所得減少を加えるなど、被保険者の生活困窮や低収入に見合うように、減免制度の見直し・拡充を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 債務返済による実所得減少を含めて減免判定する方法については、保険料負担の公平性の観点等をふまえ、慎重な議論が必要であると考えています。なお、減免の制度運用に際しては、「災害その他の事情により生活が著しく困窮」し、「保険料を納付することが困難な」世帯を対象として、各区役所における納付相談等を通じて、個々の状況に応じて、きめ細かく対応してまいります。

3) 受診抑制につながる「資格証明書」の発行はやめること。少なくとも、「特別の事情」の把握に努め、悪質な滞納と判断するまで資格証の発行は行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、資格証明書の発行に至るまでに、滞納者との接触を図り、滞納の実態や世帯の状況の把握に努めています。引き続き、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。なお、本年度4月から高校生世代までの子どもは資格証明書対象から除外しております。

4) 病気等「特別の事情」のある資格証明書交付世帯には保険証(短期証)を速やかに発行し、「分納相談」とは切り離すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 資格証明書を交付されている方から緊急に医療を受ける必要があり、医療機関等の窓口で、医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、緊急性を優先して納付相談は後日とし、区役所の判断により短期の保険証を交付するなど、柔軟に対応しております。

5) 資格証明書交付世帯のうち、「特別の事情」のある者が医療機関にかかった場合、保険証(短期証)の扱いになることを、医療機関に徹底すること。

<回 答>

(健康福祉局) 医療機関には、資格証明書を交付されている被保険者の方から医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、本人に対し、その場で区役所に相談するよう案内していただいております。

6)国民健康保険法第44条の医療費一部負担金免除にかかわる本市規定の拡充と制度の周知徹底を強めること。

<回 答>

(健康福祉局)本市では、22年9月に国が示した基準よりも広い範囲で従来から制度を運用していますので、現時点では本市規定を拡充する考えはありません。

制度の周知については、被保険者に向けた分かりやすい広報や、区役所窓口でのていねいな説明に努めるほか、医療機関への周知も進めたいと考えています。

4. 生活保護に関して

1)生活保護申請書を窓口に着置し、申請権を保障すること。

<回 答>

(健康福祉局)生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請意思を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するよう指導しております。

2)生活保護基準の増額、老齢加算の復活や熱中症対策等にあてる夏期加算を国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局)生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の消費動向等を踏まえ国が定めるものです。老齢加算については、復活を国に要望することは考えておりません。夏季加算についても、国の検討の結果、23年度は見送られたと聞いておりますが、引き続き検討状況を見守ってまいります。

3)夏期見舞金を復活するとともに、クーラーの設置、修理費用を一時扶助で支給すること。

<回 答>

(健康福祉局)生活保護基準は全国一律に適用されるべきものであり、新たに市独自の手当を創設する考えはありません。一時扶助については、生活保護の実施要領に従い支給していますが、クーラーは支給品目にはなっていません。

4)「派遣切り」等による生活困窮者の保護決定は速やかに行うこと。民間アパート入居の希望に積極的に応え、職業訓練や資格取得に必要な費用の補助等の支援を強めること。

<回 答>

(健康福祉局)生活保護の申請に対する決定については、従来からすみやかな決定を行っています。また、居宅生活が可能であると認められた方に対してはアパート等の設定のための費用を支給しています。職業訓練や資格取得が、より本人の自立につながる判断した場合には、そのための費用について技能修得費として認定しています。

5. 市民税の減免制度の改善を

1) 川崎市のように、最低生活費の1.3倍を基準とした市民税減免制度を創設すること。

<回答>

(総務局) 地方税法では、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」等に限り、条例の定めるところにより、市民税を減免することができることとされております。

本市では、この規定を受けて「市税条例」が制定され、その細目について「市税条例施行規則」が規定されています。

減免制度は法や条例の趣旨に従い、税負担の公平性の観点から、個々の事情を斟酌し適切な運用を図っているところです。

2) 市民税滞納者の個々の事情に対応した収納相談にいてねいに応じるとともに、市民税減免規定の「親族の所得を加味した」との文言を削除すること。

<回答>

(総務局) 納税のご相談については、個々の事情に応じ、これまでと同様、丁寧な説明を行い、誠実に対応してまいります。

個人の市民税は前年の所得に応じて課税するものとされており、減免制度の運用に当たっては、税負担の公平の観点からも、納税者の個々の事情を十分に見極めた対応が必要です。

したがって、市民税の納付が困難であるかどうかの判断に当たっては、生計を一にする親族の状況も踏まえることとしております。

3) 滞納解消の手段として、行き過ぎた「差し押さえ」の乱発はやめること。

<回答>

(総務局) 市税の徴収を進めるにあたりましては、財産調査によって納税資力の見極めを行い、納税資力のある方に対しては、滞納処分を行うとともに、納税資力のない方に対しては納税緩和措置を適用しています。

差押処分につきましても、今後とも地方税法及び関連法令の規定にしたがい適切な対応を行ってまいります。

6. 保健・医療施策に関して

1) 市立3病院、市大2病院は、高度な政策医療や救急医療の機能を備え、地域医療連携の拠点病院としての役割も大きく、市民の期待も大きい。そのために、医師・看護師の確保に努め、必要な一般会計からの繰入は削減しないこと。

<回答>

(病院経営局) (下線部について回答) 今後も引き続き、医療サービスの充実等に必要となる人員の確保に努めます。

一般会計繰入金については横浜市立病院中期経営プラン策定時に一定の整理を行っておりますが、国が定める繰出基準や民間病院に対する補助基準を元に、毎年必要額を精査しております。

(都市経営局) 法人化した横浜市立大学におきましては、医学教育並びに臨床研修等を通じて、質の高い人材の確保・育成等に努め、地域医療の充実に取り組むなど、自主・自律的な運営を推進しております。

2) 市民病院については直営を維持すること。脳血管医療センターについては、拙速に経営形態の変更の結論をださないこと。

<回 答>

(病院経営局) 経営形態については、横浜市立病院経営委員会の答申を踏まえ、横浜市として検討してまいります。

3) 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、市大医学部の定員拡大や勤務医の待遇の改善等対策を講じること。

<回 答>

(都市経営局) 横浜市立大学医学部医学科では、国の緊急医師確保対策等により平成 20 年度に 20 名、更に平成 21 年度に 10 名の定員増を実施し、60 名から 90 名定員に拡大してまいりました。平成 23 年度入試については、神奈川県と協議した結果、定員増は行わないことになりました。医学部看護学科においては、看護師不足の解消に寄与するため平成 22 年度に 10 名の定員増を実施し、80 名から 90 名定員に拡大いたしました。

勤務医の待遇改善については、引き続き事務作業の軽減や労働環境の向上・改善に努めるとともに、医師不足の診療科(小児科・産婦人科等)に重点を置いた後期研修医の継続雇用を行っております。平成 22 年度より後期研修医等非常勤の医師への育児休業・育児短時間勤務制度を導入し、また、主に育児中の女性医師を対象に非常勤診療医枠を新たに設置するなど、働きやすい環境整備に取り組んでおります。

4) 医学生・看護学生への奨学金制度を市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 医師確保を目的とした奨学金制度については、平成 21 年から神奈川県が実施したところです。市独自の制度の必要性については、県事業の効果等を見極めた上で、慎重に判断してまいります。

看護学生を対象にした奨学金については、神奈川県が「看護師等修学資金」として実施していることや、個々の病院や民間団体等も奨学金制度を実施しているため、横浜市の奨学金制度の実施は検討しておりません。

5) 女性医師や看護師の就労と職場復帰を支援するため、院内保育施設の完備、保育時間の延長、保育内容の充実、学童保育の年限延長等を行うこと。

<回 答>

(こども青少年局) [健康福祉] 事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対して、整備費や運営費(開所から3年間)の一部を助成し、設置を促進します。認可保育所においては、延長保育に係る助成を行っており、実施施設の拡大を進めています。さらに本市では保育の質の向上を図るため、研修の充実や国の基準に上乘せする職員配置となるよう助成を行っております。

また、学童保育については国の制度に基づき実施しているため、対象年齢を変更する予定はありません。

6) 全市1保健所体制から、各区1か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター長に医師をあて、常勤医師を増員すること。栄区に医師を配置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 全市1保健所体制については、保健所長に指揮命令を一元化し、区域を越えるような広域・大規模な健康危機発生時にも、迅速・的確な判断に基づく統一的な対応ができるようにしたものです。現在のところ各区に1か所の保健所体制に戻す予定はありません。

区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となった区もありますが、そのような区については、センター長が健康危機管理等に的確な対応ができるように、保健行政医師を配置し、医学的な支援を行っています。なお、栄区には平成22年9月から保健行政医師を配置しております。

7) 肺炎球菌ワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・Hib ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を導入すること。

<回 答>

(健康福祉局) 平成22年11月26日に成立しました平成22年度の国の補正予算において、地方自治体を実施する小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対して、財政支援を行うことになりました。

これを受けて、本市においては、平成23年2月1日から接種事業を開始し、希望する対象者の方は無料で接種できることとしました。

なお、肺炎球菌ワクチンについては、平成22年度から重度の内部機能障害のある方を対象に接種費用の一部を助成しています。

8) がん検診の受診率の向上を図るため、がん健診台帳による対象者の管理や個別勧奨を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) がん検診の受診率向上のために、広報よこはま、市ホームページなどを活用し広報啓発に努めております。がん検診台帳による対象者管理は考えておりませんが、個別勧奨として、21・22年度の女性特有のがん検診推進事業において、対象者へ無料クーポン券を送付しております。

9) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、医療機関との個別契約を改めて医師会委託方式に変更し、医療機関の負担を軽減すること。乳がん検診のマンモグラフィ検査機関の増加を図る等、受診環境の改善を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) がん検診の医師会委託方式につきましては、検討すべき課題と認識しております。乳がん検診については、マンモグラフィ検査機関の増加やマンモグラフィ検診車の巡回など、引き続き受診環境の整備に努めてまいります。

10) 「特定健診」受診率を引き上げる手立てを講じること。また、健診に胸部レントゲン検査を含めること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、特定健診の対象者には個別に受診券を郵送し、受診案内を行っているところですが、健診の必要性を理解していただくため、保健活動推進員等の協力を得て、地域の健康づくり活動の中で、ポピュレーションアプローチ(種々の啓発活動)を効果的に行っていきたいと考えています。

なお、特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防のための健診として位置づけられており、胸部レントゲンの実施を想定していません。

11) 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の運営費助成費を人件費補助方式に戻すとともに、老朽化した施設の建替えは計画を先送りしないで実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 行政監査の指摘を踏まえて、平成18年度から標準的な収支不足見込み額と共に、患者数の多寡に応じて補助する方式に改め、補助額を見直したところではありますが、今後も適正な補助額となるよう運営主体と協議し対応してまいります。

また、老朽化した施設の医療機能を強化するために、今年度は中区休日急患診療所の建替えを完了しましたが、財政事情も厳しい中、毎年度の確実な建替えの実施は困難な状況にあり、今後の再整備については、関係団体と協議してまいります。

12) 医療機関・福祉施設における上下水道料金の減免制度を再開すること。

<回 答>

(健康福祉局) [水道局、環境創造局] 社会的公平・公正の観点から減免制度を見直し、社会福祉施設や医療機関等に対する上下水道使用料については、措置費、支援費、介護報酬、診療報酬などに水道料金が含まれていると考えられることや、他都市の減免状況を踏まえ、段階的に廃止しました。こうした経緯や本市の厳しい財政状況の下、減免制度の復活は困難と考えています。

13) 後期高齢者医療制度の保険料減免制度や窓口一部負担金減免規定を十分周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 減免制度については、広域連合条例の規定を遵守して、適切かつ的確に対応してまいります。

14) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻したうえで、新制度の検討を行うよう、国に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、国では「高齢者医療制度改革会議」を設置し、後期高齢者医療平成22年12月には「最終取りまとめ」が公表されました。国では、将来にわたって安定した医療の確保を可能とする制度を構築するため、関係団体との具体的議論を進めていくとのことであり、本市としても国の動向を注視してまいります。

Ⅲ 横浜市中小企業振興基本条例を生かした横浜経済の振興を

1. 横浜市中小企業振興基本条例（基本条例）を実効あるものするために

1) 本市基本条例、および2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」の普及・啓発を本市職員すべてに徹底し、市のすべての施策の根幹に基本条例を生かす努力をすること。

<回答>

(経済観光局) [都市経営局] 中小企業憲章では、基本理念において中小企業の経済的・社会的役割の重要性を明らかにし、政府の、今後の中小企業政策方針を示しています。

本市においても、横浜経済の活性化には中小企業の成長・発展が不可欠との認識に立って、中期4か年計画の横浜版成長戦略「戦略7 中小企業の技術・経営革新戦略」の中に、本市中小企業振興基本条例の趣旨を反映させた施策を盛り込みました。

また、それらを予算案に反映させていくとともに着実に推進していきます。

さらに中小企業の振興に関する施策に全市的・総合的に取り組むために検討・推進体制を強化することとし、副市長・局長級で構成する「横浜市中小企業振興推進会議」を設置しました。

2) 基本条例の第3条の市の責務に基づき、中小企業・自営業振興の基本姿勢を明らかにし、市がその責任を持つことを宣言すること。

<回答>

(経済観光局) 横浜経済の活性化には中小企業の成長・発展が不可欠との認識に立って、中期4か年計画の横浜版成長戦略「戦略7 中小企業の技術・経営革新戦略」の中に、本市中小企業振興基本条例の趣旨を反映させた施策を盛り込みました。

また、それらを予算案に反映させていくとともに着実に推進していきます。

3) 基本条例に実効性を持たせるために、本市各部署や関係機関の横断的・全庁的な庁内組織をつくり、市長みずからその長に座ること。

<回答>

(経済観光局) [総務局] 中小企業の振興に関する施策に全市的・総合的に取り組むために検討・推進体制を強化することとし、副市長・局長級で構成する「横浜市中小企業振興推進会議」を設置しました。

4) 中小企業者・自営業者の要望をつかみ、基本条例に基づいた本市施策の点検をするため、市民を含めた「横浜市中小企業振興基本協議会（仮称）」設置すること。

<回答>

(経済観光局) 市内中小企業及び事業者のニーズを把握し、効果的な施策を展開するためには、職員自らが現場に足を運び、現場目線で企業の皆様の声を直接聞くことが何より重要と考えています。そのため、具体的な取組として、四半期に一度、市内企業1,000社を対象に景況・経営動向調査を実施しております。

また、21年度には市内の300を越える商店街を対象に、経営実態調査を実施しました。さらに、22年度は市内のすべての製造業を対象に、技術実態調査を実施しております。

5) 地域の特性にあった経済振興を図るため、中小業者に対する経営相談だけでなく、

各行政区に経済振興課を設置して、各区の地域産業・経済振興策を策定すること。また、地域により密着した中小企業・自営業者振興施策をつかむため、各行政区に地域協議会等を設置すること。

<回 答>

(経済観光局) [市民局] 経済振興に当たって、日頃から、担当職員が中小企業、商店街等の現場に出向くとともに、市内の300を越える全商店街を対象とした実態調査、22年度は市内のすべての製造業を対象とした実態調査を実施するなど中小企業及び事業者の様々な情報やニーズの把握に努め、施策展開を図っております。

また、中小企業振興策の中でも、商店街やソーシャルビジネスなどは、周辺の住民ニーズや身近な課題への対応など、地域に根差した取組が必要です。そのため、全市的な取組に加え、これらの地域特性を踏まえて、区と関係局及び関係機関・団体が連携した取組を進めていきます。

2. 中小企業・自営業者の振興を

1) 中小企業向け予算を、融資を除いて一般会計の2%に引き上げること。

<回 答>

(経済観光局) 依然として厳しい経済状況が続いていることから、中小企業への資金調達支援については総額1,800億円の融資枠を設定し、セーフティネット対策として、引き続き万全を期していきます。

資金調達支援以外の施策においても、地域相談窓口の開設など基礎的支援の充実に加え、成長分野における研究開発や経営革新のための設備投資への支援施策について大幅な拡充・強化を図ります。

2) 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し地域経済の活性化を図る「小規模工事随意契約登録制度(仮称)」について、その実績など実施状況を調査し、制度導入を検討すること。

<回 答>

(総務局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

3) 急激に経営が悪化している業者に対し、貸し工場等の家賃、ガレージ代、機械設備のリース代など固定費に対する助成制度を創設すること。また、固定資産税の減免を行うこと。

<回 答>

(経済観光局) [総務局] 「横浜市中小製造業経営革新促進助成制度」において、工業系用途地域における賃貸施設への入居に対して助成を実施しております。

(総務局) (下線部について回答) また、事業の用に供する機械設備等は固定資産税が課されますが、横浜市税条例においては、所有者である個人事業主が生活扶助等を受けている

場合には、固定資産税を減免することができるとしております。

- 4) 企業立地促進条例認定企業について、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。これまで実施してきた条例認定企業の市内雇用実態調査の結果を公表し、市内雇用の比率の低い企業にはペナルティを課すこと。

<回 答>

(経済観光局) 企業立地促進条例の認定企業に対して毎年1月に事業実施状況報告を求めており、市民雇用や市内企業への受注について、結果がまとまり次第、公表しています。また、条例認定企業に対して、引き続き、積極的な市民雇用を働きかけていきます。

また、現行の企業立地促進条例の成果を検証し、平成24年3月までとなっている適用期間終了後のあり方について、検討していきます。

- 5) 市内外の中小企業の異業種交流を進めるセクションを経済観光局に設置し、重層的で多様なマッチングの機会を確保し、当該事業者以外への波及を図るための手立てを構築すること。

<回 答>

(経済観光局) 商談会や個別受発注相談、コーディネーターによる大手企業と中小企業の技術連携、中小企業への技術移転等を通じて企業間のマッチングを行っており、引き続き、こうした機会を設けていきます。

- 6) 脱温暖化対策に対応したエネルギー分野、特に中小企業の技術力を生かした産業を本市が主導して育成していくこと。

<回 答>

(経済観光局) 市内IT企業、中小製造業等の環境・温暖化対策分野への参入を促進する情報提供セミナー開催や、研究開発プロジェクト構築の支援などを進めてまいります。

また、中小企業研究開発促進事業(SBIR)において、23年度は、温暖化対策など環境分野における研究開発への助成について予算額を拡充(22年度50,000千円、23年度75,000千円)し、中小企業の技術力の向上促進に努めてまいります。

3. 制度融資の一層の改善を

- 1) 中小業者に対する無担保、無保証人の直貸し制度を創設すること。仕事が少なく営業が困難な中小業者に対して小額の生活資金を融資する「中小企業生活支援資金制度(仮称)」を創設すること。

<回 答>

(経済観光局) 直貸しについては、管理上の問題や経費・人員確保の観点から実施は困難です。

制度融資は、中小企業の事業資金の調達のための制度であり、生活資金の融資は困難です。

- 2) 無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では取扱金融機関を対象に説明会を開催し、制度融資の積極的な活用を要請しております。

また、経済団体等への個別説明会において制度融資の情報提供を行うとともに、区役所にもパンフレット配布を行い、周知を図っております。

3) 滞納している各種税金の完済のための融資制度をつくること。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資は事業資金のための融資制度であり、滞納税金完済のための資金創設は考えておりません。

4) 市民税以外の滞納を理由に申し入れを制限しないことを全金融機関に徹底すること。

また、納税要件については、分納している場合は滞納扱いにしないこと。

<回 答>

(経済観光局) 金融機関の審査においては、当該企業の経営状況や健全性・将来性、資金使途等を総合的に判断し、借入金の返済ができることを要件として融資の決定をしていると聞いております。

また、市税等により運用されている制度融資は、社会的公平性の観点から申込時に納期の到来した市民税の完納を要件としております。

5) 不況対策として、すべての制度融の返済期間、据え置き期間の更なる延長を図ること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では、制度融資の融資期間につきましては、19年度より経営安定資金は「運転資金5年以内・設備資金7年以内」から「運転資金7年以内・設備資金10年以内」に延長するなど拡充を図っております。

また、20年10月に「セーフティネット特別資金」の運転資金についても「10年以内」に延長し、さらに、同年12月に創設した「緊急借換支援資金」でも、運転資金について「10年以内」としております。

さらに、21年12月に施行された金融円滑化法に基づき、各金融機関が対応している条件変更について、制度融資においても柔軟に対応を図っております。

4. 商店街の活性化・振興策を

1) 2009年度商店街経営実態調査の結果を各区の地域振興課に徹底し、地域住民・自営業者と区で構成する「街づくり委員会」を作り、地域振興策を具体化すること。

<回 答>

(経済観光局) これまで実施してきた「地域経済元気づくり事業」の成果も踏まえ、商店街と地域で活動する様々な団体や区とも連携しながら、地域特性を生かした商店街づくりを進めてまいります。

2) 個性のある小売店を増やすために、起業資金など特別の融資制度や、空き店舗対策のためのインセンティブを拡充する。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資において、市内で新たに創業する方を対象とした「創業ベンチャー促進資金」を設けており、小売店を新規に開業する方についても利用可能となっております。

また、商店街での創業を支援し、活性化につなげていくための「空き店舗活用事業」も940万円増額するなど、引き続き空き店舗の活用に向けた支援を行ってまいります。

3) 商店街を福祉と結び付け、デイサービス機能など、多様な高齢者と家族の要求を実現する公共空間と位置付け、必要な支援を行うこと。

<回 答>

(経済観光局) [健康福祉局] 高齢者支援や子育て支援など、商店街が行う地域コミュニティ醸成の場づくりに向けた取組に対し、例えば商店街が立案した計画に基づき実施するソフト事業を支援する「商店街ソフト支援事業」や空き店舗を活用した高齢者支援施設の設置に対して「空き店舗活用事業」で支援するほか、国の商店街支援メニューである「中小商業活力向上事業」等を通じた支援を引き続き行います。

4) 空き店舗を利用し、商店街にトイレを備えたサロンや休憩所を市の事業として設置すること。

<回 答>

(経済観光局) 商店街での創業を支援し、活性化に繋げていくため、空き店舗を活用した優れたビジネスプランに対して改装費及び賃借料を支援する「空き店舗活用事業」を引き続き行ってまいります。商店街が主体となって、空き店舗を利用しサロン等を設置する場合は、この制度において支援してまいります。

5) 商店街に位置しながら、商店会に加盟していないチェーン店や大手企業の支店等に対し、当該商店会に加盟するよう指導すること。

<回 答>

(経済観光局) 商店街振興組合法などにおいて自由加入及び自由脱退の原則が定められておりますが、商店街が行う、商店街組織への加入促進に向けた取組について支援するほか、商店街と大型店等との連携に向けた検討など、商店街の組織強化に向けた取組に対して引き続き支援してまいります。

5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を

1) 公契約制度の法制化を国に求めると同時に、本独自で契約条例を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。

<回 答>

(総務局) (下線部)について回答) 公契約条例の制定については、様々なご意見がありますので、今後とも、他の自治体の動きや国の労働政策等の動向、また、関係する方々のご意見を確認しながら、引き続き研究をしていきます。

(共創推進事業本部) (下線部について回答) 指定管理者の職員の労働条件については、基本的には労使間で決定されるものですが、質の高い市民サービスを提供していくためにも適正な労働環境の確保は重要ですので、労働関係法令の遵守を指定管理者の選定時の条件にするとともに、指定管理者との間で締結する協定においても労働関係法令の遵守を指定管理者に対し求めることとしています。

2) 公共工事での片務性の実態を調査して公表し、十分な協議のもとで実態に即した変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を、発注者責任に基づいて強化すること。

<回 答>

(都市整備局) (下線部について回答) 「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」に基づき、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上や対等性の確保を図っています。

(総務局) (下線部について回答) 元請・下請関係につきましては、本来、民間どうしの関係ではありますが、本市では、契約者すべてに「本市発注工事の適正な施工について」という書面を配布し、適正な下請契約の締結や代金支払い等の適正化について要請しているところです。

3) 入札制度のランクをさらに細かく分け、業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。

<回 答>

(総務局) 本市の入札契約制度は、①不正行為の防止、②競争性・透明性の向上、③工事の質の確保、④市内企業の活性化を基本理念とし、16年度から実施しているところでありますが、引き続き、適正な競争環境の整備に努めてまいります。

4) 現在行っている予定価格の事後公表を、試行から本格運用に切り替えること。

<回 答>

(総務局) 予定価格の事後公表については、予定価格の事前公表と低価格競争との関連性などを検証するため、これまで試行をしてきましたが、①平均落札率は、事後公表と事前公表は変わらないこと、②平均入札参加者数は、事後公表は事前公表より多く競争性が増していること、③工事成績は、事後公表と事前公表は変わらない、といった状況です。このことから、予定価格の事前公表は、必ずしも低価格競争を助長しているとは言えず、工事成績にも関連性がないといった結果となっています。

しかし、特に規模の大きな工事では、予定価格を事後公表にすることによって、最低制限価格に近い金額の入札が減り分散する傾向が見られたため、事後公表は、事業者の積算能力が反映され、過度な低価格競争を抑止する効果もあると考えられることから、さらに検証を進めるため、規模の大きなAランク工事を中心に、検証がしやすいように事後公表と事前公表の件数を半数にして試行を継続します。

それ以外の工事については、入札手続きの透明性の確保のほか、事業者において採算の見込みがない入札に参加しないことができる等のメリットがあることから、予定価格は事

前公表を原則とします。

5) 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算して適正な水準に設定し、最低制限価格の下限を予定価格の90%以上に設定すること。

<回 答>

(建築局) (下線部について回答) 公共建築工事の予定価格積算に用いる資材単価につきまして、年間4回の改定を行うとともに、価格の変動が急激な場合は臨時的改定を行うなどして、工事設計額に市場の実勢価格がより反映されるようにしております。

(総務局) (下線部について回答) 最低制限価格については、工事に必要な経費を適正に最低制限価格に反映することにより建設事業者の健全な経営環境や工事の品質の確保を図るため、21年7月に国の基準に準じ算出式を見直すとともに、その上限を予定価格の90%へ引き上げました。

今後とも国の動向を注視してまいります。

6) 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、生活できる賃金となるよう、適正に行うこと。

<回 答>

(道路局) 国(国土交通省及び農林水産省)と連携しながら、実際に本市発注の工事を含む公共事業に従事した建設労働者に支払われた賃金を調査する「公共事業労務費調査」に基づき設定される「公共工事設計労務単価」を本市の公共工事の設計労務単価として使用しています。

7) 総合評価落札方式については、低下入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度もしくは失格基準の引き上げを行うこと。

<回 答>

(総務局) 総合評価落札方式の一般競争入札については、法令の制約により低入札価格調査制度を採用しています。

なお、総合評価落札方式の入札案件のうち、落札者の決定基準となる評価値における技術力評価点のウェイトが小さい特別簡易型については、平成22年度に失格基準の引上げを行ったところです。

8) 水道局の委託業務契約における低入札価格調査制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。

<回 答>

(水道局) 水道メーター検針業務(料金整理業務を含む。)について、低入札価格調査制度を採用しています。あらかじめ調査基準価格を設定し、これを下回る金額で入札したものについては、契約内容に適合した履行が可能かどうか調査をし、可能と判断した場合には契約する制度です。

これにより、確実な履行を確認できるとともに、より低コストでの事業執行が可能となることから経費節減にもつながりますので、今後も継続してまいります。

9) 改定された補助金活用事業内容を市内業者に周知徹底し、市内業者発注の実績と、「補

助金交付に関する規則」に反した事業者名を、毎年公表すること。

＜回 答＞

(総務局)引き続き各補助金要綱所管課から、補助事業者に対して周知・指導するよう徹底します。発注実績につきましては、改正による効果を見極めるなかで調査していきます。なお、交付条例や規則に反した補助事業者については指導し、悪質なものについては公表することとなります。

6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

1) 雇用創出プランのこれまでの実績と評価を実施して公表し、次期プランに反映させること。

＜回 答＞

(経済観光局)「横浜市雇用創出促進プラン」の推進のため、市内の経済団体や関係機関等で構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」を設置しており、当協議会において、プランの取組状況のとりまとめ、新たなプランの内容等への反映について検討していきます。

2) 若者サポートステーションと連携し、職業訓練や就労セミナーなど若年無業者の就業支援を強めること。

＜回 答＞

(こども青少年局) [経済観光局] 若年無業者の職業的自立に向けた支援機関である、よこはま若者サポートステーションでは、施設内における職業訓練や就労セミナーに加え、市内の公共施設や区役所に出張し、就労セミナーを行い支援を充実しています。

22年6月には湘南・横浜若者サポートステーションを開設しました。当施設の運営団体は、若者サポートステーションの運営以外に、市内の定時制高校に出張し、職業訓練の必要な生徒を外部の就労セミナーへの参加を促しています。

また、よこはま型若者自立塾や若者サポートステーションで支援を受けている若者が市内企業においてインターンシップを行うプログラムを拡充しています。

さらに、商工会議所・市内専門学校と連携し雇用に結びつく訓練型のセミナーを充実していききました。

今後も他の関係機関、企業と連携を図りながら、支援を拡充してまいります。

3) ジョブマッチングよこはま事業を、予算と人員を増やし、市内4方面に設置すること。

＜回 答＞

(経済観光局)「ジョブマッチングよこはま」事業につきましては、求職者の相談枠や、就職支援セミナーの回数を増やすなど、事業を拡充していく予定です。(予算額22年度10,000千円→23年度15,000千円)

相談場所の拡充については、今後の雇用情勢や市内4か所のハローワークなどによる職業紹介事業の実施状況も踏まえて検討していきます。

4) 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民局および経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金制度を拡充し、優

遇税制度などを創設すること。

<回 答>

(健康福祉局) [こども青少年局、市民局] 雇用施策の推進に向け、市民局等関係部署で構成する庁内連絡会議を開催し、雇用創出に向け取り組んでいます。

なお、「ジョブマッチングよこはま」に求人登録を行い、従業員を雇用した企業を対象として、低利率で保証料助成が受けられる「緊急雇用対策資金」制度を設けています。

5) 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で賃金を保障すること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 指定管理者の職員の労働条件については、基本的には労使間で決定されるものですが、質の高い市民サービスを提供していくためにも適正な労働環境の確保は重要ですので、今後も労働関係法令の遵守を求めていくとともに、指定管理施設の職員の就業形態などについても、指定管理者側の協力を得ながら現状の把握などに努めていきます。

6) 市内大企業に対して、社会的責任として正規雇用を増やすよう、積極的に働きかけること。

<回 答>

(経済観光局) 若年者の雇用確保については、昨年秋の九都県市首脳会議において、経済四団体及び地元経済団体等に対し「若年者の就労支援への取組」について要請していくことを本市から提案し、九都県市首脳会議を代表して、日本経済団体連合会・全国中小企業団体中央会等へ要請訪問したほか、神奈川経営者協会・神奈川県中小企業団体中央会へ経済観光局長と神奈川労働局長が要請訪問するなど、市内の経済団体等に対して積極的な働きかけを行ってきました。

今後も、市内誘致企業等に対して、ジョブマッチングよこはま事業への登録や合同就職面接会への参加等につきまして、引き続き、働きかけを行ってまいります。

7) 企業立地促進条例適用企業に、市内雇用および市内中小企業への発注の実績を毎年公表させること。

<回 答>

(経済観光局) 企業立地促進条例の認定企業に対して毎年1月に事業実施状況報告を求めており、市民雇用や市内企業への受注について、結果がまとまり次第、公表しています。

7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

1) 県内一の生産高を誇る横浜の農業をさらに発展させるため、予算を増やし、農業振興施策を充実させること。

<回 答>

(環境創造局) 従来の農業振興施策とともに、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」

を推進していくことで、市内農業の支援を更に充実していきます。

2) 「はま菜ちゃん」などよこはまブランド農産物をさらに増やし、市内小売店やスーパーに特設コーナーを設置するなど、販売促進のための要請を農協等と協力して行うこと。

<回 答>

(環境創造局) よこはまブランド農産物の品目は、市内で生産される主要な野菜・果物の30品目の指定をしており、今後拡大する予定はありませんが、地産地消の推進の中で、市内産農産物全体をPRしています。

また、各農協と連携し、出荷資材を作成する際に「はま菜ちゃん」の表示を行うことで、販売促進につなげてまいります。

3) 市内公共緑化に市内生産の植木・花卉類を一定以上使用することを、要請ではなく、義務付けること。

<回 答>

(環境創造局) 市内の農地で生産した苗木を公共緑化等に活用するなどの取組を進めてまいります。

4) 生産緑地拡大を図るための工夫・見直しをさらに進め、生産緑地の要件緩和を国に求めること。

<回 答>

(環境創造局) 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」に基づき、生産緑地拡大を図るため、本市独自の指定基準を平成22年度から一部緩和しました。生産緑地法の改正については、国の動向を見守ってまいります。

5) 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月15万円を3年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで市独自の制度として実施すること。

<回 答>

(環境創造局) 新たな制度創設についての国への要望並びに市独自制度の実施については考えておりませんが、横浜チャレンジファーマー支援事業による新規就農者に対しては、就農後も相談等に対応していくとともに、新規就農者同士の情報交換会を行うなどの支援を行ってまいります。

6) 市内農業の大切さを市民に伝える啓発活動を旺盛に行うとともに、横浜チャレンジファーマー事業についての宣伝を強め、研修生の募集人員の増加、研修内容の充実を図ること。

<回 答>

(環境創造局) 地産地消月間等を通して、市民に市内農業の大切さを伝えるとともに、横浜チャレンジファーマー支援事業については、法改正による新規就農に関する状況の変化に伴い、市内での新規就農が促進されるよう、他の制度とも連携して実施方法について検討を行ってまいります。

7) 環境にやさしい農業に向けて、予算措置を行って、学校給食、飲食店、家庭等の生ご

みの堆肥化、食品残渣や選定枝の利用などを促進させること。環境保全型農業推進者認定制度を進めるため、経済的支援も行うこと。

<回 答>

(環境創造局) (下線部について回答)「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の中で、剪定枝の堆肥化施設を整備する場合の補助や、環境保全型農業推進者として認定した農家への経営改善支援を引き続き実施していきます。

(教育委員会事務局) (下線部について回答) 学校給食の残渣につきましては、生ごみ処理施設設置校を除く全給食実施校で回収・資源化を行いリサイクルを実施しているところで、今後とも引き続き実施してまいります。

(資源循環局) (下線部について回答) 家庭等の生ごみの堆肥化については、区役所や収集事務所などにおける生ごみ堆肥化の講習会等を通じて普及啓発に取り組んでまいります。

また、生ごみ堆肥化の促進に向けて、引き続き生ごみコンポスト容器及び電気式生ごみ処理機の購入助成も行ってまいります。

家庭から排出されるせん定枝については、現在は燃やすごみとして収集して焼却処分していますが、引き続き、最適な処理主体・処理手法によるリサイクルの検討を進めてまいります。

事業所等から排出される食品廃棄物やせん定枝等については、引き続き、リサイクルが促進されるよう誘導してまいります。

8) 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。

<回 答>

(環境創造局) 休耕地等への対策として、遊休化した農地の復元補助、農地への利用権設定による賃借を促進するほか、市民利用型農園への支援も継続してまいります。

9) ごみの不法投棄対策を強化し、私有の山林地等に放棄されたごみの撤去を市の経費で行うこと。

<回 答>

(資源循環局) ごみの不法投棄対策につきましては、引き続き強化してまいります。また、私有地に投棄されたごみの撤去につきましては、当然、投棄した行為者が撤去すべきと考えます。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条において、土地の占有者(占有者がいない場合、管理者)が当該土地を清潔に保つように努めなければならない旨定められております。

IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを

1. 市街地区域の拡大にストップをかけ、都市部の緑と斜面緑地を守る

1) 現行の開発調整条例を、事業者、資本系列、計画年度、隣接計画間隔などの要件を盛り込む方向で改正し、公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする分割開発を規制すること。

<回 答>

(建築局) [環境創造局] 分割開発に対しては、開発区域の設定において、計画的、構造的又は工事の施工方法に一連性がある場合は、一体の区域として開発許可制度を運用しており、抑制に努めております。

2) 市街地の緑地保全のために、「市民緑地」等の新たな制度を導入すること。

<回 答>

(環境創造局) 市街地の緑地保全を推進するため、21年度に特別緑地保全地区の指定要件を1000㎡まで引き下げるとともに、市民緑地等、新たな制度の導入についても検討を進めています。

3) 緑の減少に歯止めをかけるため、一般財源を投入して「横浜みどりアップ計画」の施策を推進すること。

<回 答>

(環境創造局) 「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」につきましては、横浜みどり税とともに一般財源や国庫補助金を財源として、さまざまな施策・事業を推進しております。

4) 市街化調整区域における開発許可制度は、墓地などの「特例解除」は原則認めないなど、同区域での建築物規制を強めること。

<回 答>

(建築局) 市街化調整区域での開発行為は、市街化区域での立地が困難であって市街化を促進する恐れがないもの以外は認められないこととなっております。今後も開発許可制度の適正な運用を図ってまいります。

5) 緑化地域に関する条例を改正し、建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど、国に先駆けて緑増加対策を拡充すること。

<回 答>

(環境創造局) 緑化地域制度は平成21年度からの運用を開始しており、実績等も踏まえながら、緑化地域の区域の拡大等についても研究してまいります。

なお、商業系用途地域については、より実質的な効果が上がる様、国に制度改正の要望を行っているところです。

6) 瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。

<回 答>

(建築局) 都市計画提案が行われた場合、横浜市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や、環境等への配慮、周辺住民等への説明の経緯等を踏まえ、厳正に審査・評価のうえ、総合的に判断してまいります。

7) 都市計画提案制度による事業者の大規模開発計画提案にあたっては、市独自に現行の用途地域、マスタープランの遵守や、周辺地域との調和や周辺住民との事前協議、合意を求めること。

<回 答>

(建築局) 都市計画法では用途地域等の都市計画の決定・変更を提案できることとなっております。この法の趣旨を踏まえつつ、本市では「横浜市都市計画提案に関する手続き要領」等を定め、都市計画提案が行われた場合、横浜市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や、環境等への配慮、周辺住民等への説明の経緯等を踏まえ、厳正に審査・評価のうえ、総合的に判断してまいります。

2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす

1) 横浜市脱温暖化行動計画(CO-D030)での温室効果ガス削減目標は、中期計画(素案)にあるように、国の「1990年比で2020年までに25%削減」にあわせるよう見直し、実現計画を立てること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成22年度に策定中の「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、CO-D030を礎として、国が掲げる「温室効果ガス排出量を2020年までに25%、2050年までに80%削減(1990年比)」という目標を本市でも達成するものとしています。

2) 産業、業務分野の排出削減を効果的にすすめるために、国に対して規制強化を求めること。また、東京都にならい、大規模事業所に温室効果ガス排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等の導入を検討すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 対象者の拡大や市による公表、削減取組の評価など、実効性を高めた内容に拡充した地球温暖化対策計画書制度の運用を、平成22年度から開始しています。この制度を確実に運用し、削減対策を促進しながら本市としての実績を積み重ねた上で、国の排出量取引制度や東京都の制度の動向を注視しながら、本市に必要な制度の検討をしてまいりたいと考えています。

3) 小規模事業所に対しては、財政的補助も含めて脱温暖化対策の支援を強化すること。また国にも支援を求めること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 小規模事業所については、地球温暖化対策計画書制度では任意に参加できることとしており、意欲ある事業者の取組状況を把握しながら必要な支援について検討してまいりたいと考えています。

4) 再生可能エネルギー設備を区役所、市立学校などの公共施設に設置する計画を策定し、再生可能エネルギー普及を率先して行うこと。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 再生可能エネルギー設備の導入については、新たな技術・製品の開発や価格などの動向が日々極めてめまぐるしく変化しております。

したがって、新たな設備の導入については、技術革新や費用対効果、財政状況に鑑

みながら検討するとともに、既存設備については更新・改修時期に合わせて高効率で省エネ効果の高いものに代えてまいりたいと考えています。

5) 住宅用太陽光発電、太陽熱利用システム促進を図るため、市独自の設置費用の補助を拡充すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 太陽光発電システム、太陽熱利用システムの普及を促進するために、住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用システムの設置費補助を推進します。

また、「横浜スマートシティプロジェクト」の一環として、「横浜グリーンパワーモデル事業」によって太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理機器の設置費補助を行います。

6) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制とあわせ、減量、分別にむけた排出事業者への指導・監視を強化すること。

<回 答>

(資源循環局) 事業系ごみの減量化・資源化対策として、市焼却工場での搬入物検査を強化するとともに排出事業者の分別・資源化に対する自主的な取組が促進されるよう、排出事業者に対する働きかけや立入調査を実施しております。

7) 家庭ごみについては、引き続き分別・減量化への啓発・指導を徹底すること。合わせて収集の無料制度を堅持すること。

<回 答>

(資源循環局) 家庭ごみの分別・減量化の啓発・指導については、未分別のごみを無くすために、地域とも連携した分別説明会の開催、集積場所での啓発等を実施していくとともに、分別状況の良くない集積場所を重点的に開封調査するなど、分別の徹底と定着に向けた取り組みを行ってまいります。

また、家庭ごみの有料化については、市民負担の公平性やごみの発生抑制の観点などから、有効な手段の一つであると考えておりますが、現在本市では市民の協力によりごみが減少していることから、新たに市民にとって負担となる有料化については、今後のごみ量の推移を注視するとともに、他都市の実施状況も参考にしつつ、中長期的な視野に立って検討してまいります。

8) 夏季(7・8月)の燃やすごみの収集回数について、2010年度の実態を検証し、市民の合意を得た上で、今後の回数を決めること。

<回 答>

(資源循環局) 本件につきましては、大幅なごみ量の削減に伴い、より効率的な収集体制に変更しようというものですので、市民の皆様のご理解、ご協力のもと、23年度以降も引き続き、年間を通じて週2回収集とさせていただきたいと考えております。

9) 中区・栄区での燃やすごみ等の収集を、早急に民間委託から直営に戻すこと。

<回 答>

(資源循環局) 燃やすごみの収集については、更なる分別の徹底のほか、職員が積極的に

地域に入り関わりを持つことで、分別の啓発や3Rの推進、環境学習などを進め、循環型社会構築の担い手として地域と連携した取組を推進していく必要があることや、委託業者が業務を履行できなくなった場合の対応及び、災害時の危機管理体制など、安定的で確実な収集を確保していく必要があることから、中区及び栄区についても将来的には本市職員が行うこととしていますが、切り替えの時期については、退職者数の動向等を踏まえながら検討してまいります。

10) 2009年度実施の堆肥化実験を踏まえ、生ごみの堆肥化を事業化し、生ごみの資源化をすすめること。

<回 答>

(資源循環局) 生ごみの堆肥化の実証実験において、高い分別精度の確保、資源化した堆肥の安定した利用先の確保などの課題が得られましたので、それらを踏まえ、様々な角度から検討を行い、生ごみのガス化の実証実験の結果と合わせ、本市に適した資源化手法について引き続き検証を進めてまいります。

11) リサイクル推進や環境情報の提供・普及啓発の活動拠点として、リサイクルプラザを拡充すること。

<回 答>

(資源循環局) 「ヨコハマ 3R 夢(スリム)プラン」の策定にあわせ、啓発事業のあり方を見直し、リサイクルプラザとリサイクルコミュニティセンターは平成 22 年度で閉館します。

3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る

1) 上海港、釜山港等との成算のないコンテナ競争に終止符を打ち、南本牧ふ頭整備計画を見直すこと。MC-3の建設工事とMC-4建設計画の凍結を国に求めること。

<回 答>

(港湾局) 基幹航路においては、投入船舶の大型化が急速に進んでおり、次々に超大型船が就航しております。そのため、横浜港においては、基幹航路の維持拡大を図るため、一 20mの大水深岸壁をもつMC-3コンテナターミナルの整備を進めています。また、MC-4整備については、船舶の大型化や貨物の需要動向をみながら、着手時期を見極めていきます。

2) 環境破壊・財政負担につながる高速横浜環状道路整備計画は、凍結・中止を含む抜本的見直しを行うこと。

<回 答>

(道路局) 横浜環状道路は、横浜市の交通体系の骨格を形成する重要な路線であり、港湾や空港機能を強化し、国際競争力を向上させるために必要不可欠な道路です。

本市では、中期4か年計画において横浜版成長戦略として位置づけており、積極的に整備を推進します。

横浜環状南線については、栄区全戸に対して事業に関する情報提供を行うなど、住民理解の促進を図るとともに、引き続き、国や東日本高速道路株式会社と連携して、用地取得

を積極的に進め、平成 27 年度の供用を目指して、早期に本格的な工事に着手できるよう努めていきます。

横浜環状北線については、平成 22 年 10 月よりシールドマシンによる掘削を開始しました。引き続き平成 28 年度完成に向けて、事業者である首都高速道路株式会社と連携しながら用地取得及び工事を積極的に進めます。

横浜環状北西線については、都市計画決定後、事業化のために必要な調査・調整を行い、早期の事業化を目指します。

3) 都市計画道路の見直しにあたっては、住民の意見・要望を尊重し、財政状況等を考慮して、真に必要な生活道路に絞りこむこと。特に、住民合意が得られない「岸谷線」などについては「計画廃止」とすること。

<回 答>

(道路局) 都市計画道路網の見直しにつきましては、「安全なまちづくり」や「環境に配慮したまちづくり」などの 6 つの視点から総合的に評価・検証し、節目ごとに市民の皆さまからのご意見等も伺いながら、平成 20 年 5 月に「見直しの素案」としてとりまとめ公表し、現在、この「見直しの素案」に基づき、順次、都市計画手続きを進めています。

なお、岸谷線については、「見直しの素案」において、変更候補路線として位置付けており、今後、都市計画手続きを進めてまいります。

4) 羽田空港に関わる「神奈川口構想」は、白紙撤回すること。

<回 答>

(都市経営局) 神奈川口構想につきましては、羽田空港再拡張・国際化の効果を最大限に活かすための施策の一つであると考えております。

5) 「エキサイトよこはま22」なる横浜駅周辺大改造計画は凍結し、防災・浸水対策、バリアフリー化に基軸を置いた横浜駅周辺の再開発計画に見直すこと。

<回 答>

(都市整備局) 水害対策などの安全・防災対策は、重要な優先して取り組むべき課題であり、エキサイトよこはま 22 (横浜駅周辺大改造計画) の重点プロジェクトのひとつとして推進しています。

今までも、順次対応していますが、単独の対応では、限定的な対策にとどまり、抜本的な改善につながりません。そこで、「エキサイトよこはま 22」を推進していく中で、民間開発などのまちづくりと一体となった取り組みを進めることが必要であると考えています。

6) 新市庁舎等の整備計画は「凍結」し、事業内容を十分周知のうえ、その是非を市民に問うこと。

<回 答>

(総務局) [都市整備局] 現庁舎が抱える課題を解決するためにも、機能、規模、整備場所等、整備に必要な事柄の検討は市民意見を伺いながら進めていきます。

なお、具体的な事業着手については、財政状況や経済状況などを考慮して判断してまいります。

7) 格差と貧困の拡大という社会経済情勢の変化を踏まえ、低所得者向けの市営住宅の新規建設に踏み出すこと。また民間借り上げ住宅を増やすこと。

<回 答>

(建築局) 現下の厳しい財政状況の中にあつては、住戸改善や計画的な修繕を実施するなど市営住宅ストックを有効活用し、住宅困窮者に対して適切な供給を行っていくとともに、公的な住宅だけでなく民間賃貸住宅についても、高齢者等の住宅困窮者に対する住宅供給支援や賃貸住宅への円滑な入居支援等に引き続き取り組んでまいります。

8) **建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などに対応する相談・調整体制を、民間の力も借りて、区役所内に設けること。**

<回 答>

(建築局) ハウスクエア横浜などにおいて、一般的な建築相談並びに耐震性の向上、建替え問題及びマンションの維持管理等に関する相談に対応しております。

また、NPO 等のマンション関係団体と協働により、各区毎月1回マンション管理組合サポートセンター交流会を開催するなど、マンション管理組合の活動への支援も行っております。

9) **市内建築物などのバリアフリー化を促進し、エレベーター等未整備の駅舎解消を鉄道事業者に働きかけ、推進すること。**

<回 答>

(建築局) (下線部について回答) 平成17年に「ハートビル条例」(現「建築物バリアフリー条例」)を制定し、「ハートビル法」(現「バリアフリー新法」)で定めるバリアフリー基準の強化、対象建築物の拡大及び対象規模床面積の引き下げをしており、建築物のバリアフリー化の促進を図っております。

(健康福祉局) (下線部について回答) 鉄道駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、従来から民営鉄道事業者に対して、「横浜市鉄道駅舎多目的トイレ及びエレベーター等設置補助制度」を活用したエレベーター等の整備を積極的に要請しています。エレベーター等の設置されていない駅につきましては、引き続きバリアフリー化を働きかけてまいります。

(都市整備局) (下線部について回答) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる駅施設の整備について、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、引き続き、鉄道事業者に働きかけてまいります。

10) **生活道路の修繕・私道整備、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる事業を推進するために、土木事務所関連予算を増やし、安全な生活基盤整備の拡充を図ること。**

<回 答>

(道路局) (下線部について回答) 生活道路の修繕・私道整備助成等については、前年度並みの予算確保に努めてまいります。また、各区の実情を把握している各区(土木事務所)で、発注時期や施行箇所を調整し、限られた予算の中で効率的かつ効果的で安全な生活基盤整備を進めてまいります。

(環境創造局) (下線部について回答) (下線部について回答)

厳しい状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保に努めてまいります。

4. 災害に強い安全な街づくりをめざす

1) 小中学校での地域防災拠点で、2階以上にある防災備蓄庫は、早急に1階や校庭に移すこと。

<回答>

(消防局) 2階以上にある防災備蓄庫は、児童・生徒の増加による教室の需要増などの状況を踏まえ、教育委員会と協議の上、校庭等へ移設を行っております。

2) 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、制度の周知徹底を図るとともに、申請手続きを簡便化して、利用促進を図ること。

<回答>

(建築局) 平成22年度は家庭防災員へのPR、広報よこはま特別号の発行、古い木造住宅の多い地区への重点的なPRなどを実施し、制度の周知徹底を図りました。平成23年度は、訪問相談の対象者を拡大して相談体制の充実を図るなど、引き続き耐震化の推進に取り組んでまいります。

また、申請手続きの円滑化を図るため、設計・施工者向けのマニュアルや申請の手引き等を活用しながら、事業者向けの講習会を行い、制度の利用促進に取り組んでまいります。

3) マンションの耐震本診断と耐震補強工事について、制度の周知、利用促進を図ること。

<回答>

(建築局) 本診断や耐震補強工事の必要性があるにもかかわらず実施していない管理組合については、個別にダイレクトメールを送付するなどして定期的に制度の周知をし、引き続き制度の利用促進に努めてまいります。

4) 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図ること。

<回答>

(消防局) 「横浜型消防力再編計画」に基づく消防力の整備を推進するとともに、消防隊等の効率的な運用に努めるなど、大都市のスケールメリットを生かし、適切に対応していきます。

5) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。

<回答>

(消防局) 広域避難場所は、地震に伴う大火災が発生し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から身を守るために、火災が収まるまで一時的に避難する場所として指定しています。各広域避難場所の機材庫に備蓄機材等の拡充を行う予定はございませんが、小型動力ポンプなどの機材が常時支障なく使用できるよう、点検を行い、必要に応じて部品交換等のメンテナンスを行っています。

なお、被災状況に応じた避難を考慮して、明確な避難経路は設けておりませんが、広域避難場所については案内標識等による周知を行っています。

地域防災拠点の備蓄品につきましては、区とも連携を図りながら、改善に努めるとともに、発電機等の点検を順次進めてまいります。

6) コンビニエンスストア等にAEDを設置し、操作方法の研修を広く行うこと。

<回 答>

(消防局) [共創推進事業本部] 消防局では、救急条例第6条に基づき、不特定多数の者が利用する大規模な集客施設や駅舎等をAEDの義務設置対象物とし、整備促進を行っております。また、AEDの操作方法につきましても救命講習や地域における防災訓練等を通じて行っております。

今後も、救急条例に基づくAED等の設置促進及び救命講習等の応急手当普及啓発活動を推進してまいります。

なお、共創推進事業本部では、公民連携に関する相談や提案を受け付ける窓口「共創フロント」を設置しており、昨年度、(株)ローソンからのご提案に基づき、横浜市と(株)ローソンが「包括連携協定」を締結し、その中で、市内のローソンにAEDを設置するなどの取り組みを行なっております。

5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

1) 住民の足を守る公営交通企業として、市営バス事業を堅持すること。そのための必要な一般会計からの補助を行うこと。

<回 答>

(交通局) [総務局] 市営バス事業は、横浜市からの任意補助金に頼らない改善型公営企業として運営してまいります。

2) 市営バスの停留所の上屋整備を、民間に頼ることなくすすめること。

<回 答>

(交通局) 交通局では、平成16年度以降、設置及び維持管理の費用を民間企業が負担する広告付き上屋の整備を進めております。

この事業手法は、交通局の収支改善に大きく寄与していることから、今後も引き続きこの手法を活用し、上屋の整備を進めてまいります。

3) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設や、コミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。

<回 答>

(道路局) バス路線の再編成、新設については、事業としての採算性などの条件が整うことが必要と考えられますが、関係バス事業者に対して伝えてまいります。

また、平成19年度から、地域が主体となって、地域の特性にあった交通サービスの検討を行う場合には、計画づくりから運行に至るまでの事業の立ち上げに対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」の運用を行っております。

(交通局) (下線部について回答) 交通不便地域を解消することは、経営上難しい問題があると考えております。

しかしながら、市営バス沿線で地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」を平成21年12月から緑区と中区で運行しております。

4) 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な住民負担にならないように、物心両面から支援の拡充を図ること。

<回 答>

(道路局) 限られた財源の中で、将来にわたって安定的かつ継続的に運行していくためには、財政支援に頼らない運行を目指すことが望ましいと考えており、地域ニーズに応じ、新たな交通サービスの実現に向けた地域の主体的な取組に対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」を平成19年度から運用開始しております。

現在、本格運行を開始した地区や具体的な計画について検討を開始した地区もありますので、これらの地区において、現行制度の中で様々な工夫や知恵を出し合いながら、本格運行を目指してまいります。

話し合いの体制づくりを目指して取り組んでいる地区については、取組がスムーズに進むよう、引き続き支援してまいります。

5) 災害時等の安全性を確保するために、市営地下鉄のワンマン化を見直すこと。

<回 答>

(交通局) ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面でお客様の安全を十分確保しており、引き続きワンマン運転を行ってまいります。

6) 駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備を促進すること。

<回 答>

(道路局) 自転車駐車場(125cc以下のバイク含む)につきましては、今後も用地確保に努め、検討してまいります。

(都市整備局) (下線部について回答) 自動二輪車(125cc超)の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えており、横浜市駐車場条例に基づく整備のほか、駐車場事業者及び大規模店舗立地に際して建物設置者への働きかけを引き続き行い、整備を促進してまいります。

6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

1) 池子米軍住宅建設については、400戸をよしとせず、あくまで市是である米軍基地「全面返還」の立場から、追加建設計画の撤回を国に求めること。

<回 答>

(都市経営局) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等建設については、平

成 16 年 9 月の「横浜市域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じる。」とした対応方針に基づき対応していきます。

2) 遊休化している上瀬谷、深谷基地への米軍住宅建設は断固拒否し、池子の飛び地を含め市内米軍施設の早期返還にむけ、市長が先頭になって国および米国への働きかけを強化すること。

<回 答>

(都市経営局) 市内米軍施設の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。

3) イベントなどにおいて、市の管理する横浜港に、自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港・接岸させないこと。

<回 答>

(港湾局) 入港の話が生じた場合には、その目的を確認し、船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。

4) 市会の決議だけではなく、平和市長会議の参加にふさわしく、横浜市としても非核平和都市宣言を行うこと。合わせて「非核三原則」にもとづいて、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港接岸を拒否すること。

<回 答>

(都市経営局) (下線部について回答) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和市長会議加盟自治体として、各国の核実験（未臨界核実験を含む）に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発や海外諸都市との交流、協力事業を実施するなど、国際平和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(港湾局) (下線部について回答) 横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設（横浜ノース・ドック）が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

5) 平和市長会議加盟自治体として、また、ピースメッセンジャー都市として、公式の広島・長崎平和式典や原水禁世界大会等への市民代表の派遣や、核兵器の廃絶、米軍基地の撤去等にむけた平和活動や広報予算を大幅に拡充すること。

<回 答>

(都市経営局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和市長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

6) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。

<回 答>

(都市経営局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。現在のところ、「平和の日」の設定や資料展示場の整備予定はありません。